

第六回国会 衆議院 厚生委員會議錄 第十一号

昭和二十四年十二月一日（木曜日）

午後二時零分開議

出席委員

- 委員長代理理事 松永 佛骨君
- 理事青柳 一郎君 理事大石 武一君
- 理事中川 俊思君 理事岡 良一君
- 理事市田アサノ君
- 今泉 貞雄君 田中 元君
- 幡谷仙次郎君 丸山 直友君
- 堤 ツルヨ君 川崎 秀二君
- 伊藤 憲一君

出席政府委員

- 厚生政務次官 矢野 西雄君
- 委員外の出席者
- 厚生事務官 久下 勝次君
- 法制局参事 福原 忠男君
- 専門員 川井 章知君

十一月二十九日

委員山口六郎次君辞任につき、その補欠として田中元君が議長の指名で委員に選任された。

十一月二十九日

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出、衆法第八号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出、衆法第八号）  
結核対策に関する決議案（志賀義雄君外三十五名提出、決議第七号）  
厚生行政に関する件

○松永委員長代理 これより会議を開きます。

まず医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案を議題といたし審査に入り、提案者大石武一君より提案理由の説明を聴取することにいたします。大石武一君。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案  
右の議案を提出する。

昭和二十四年十一月二十九日

提出者 大石 武一

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一号第一号及び第四十三条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、この法律施行の日から五年以内に行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。但し、二回を越えて受験することはできない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○大石（武）委員 現在医師になるため

には、医師の国家試験というものがございまして、この国家試験を通過しなければ医師になることができないのであります。ところがその国家試験を受けるために、第二国会で通過しました医師法ではつきりと限定してありまして、文部省で資格を認めてある学校を卒業した者でなければ、医師の国家試験を受けることができないのがたゞいまの現状であります。ところが現在、文部省から認可のあるたいていの医学専門学校であるとか、医学大学はもちろんそうでありまして、認可のある学校を卒業すれば、そのまま医師認可証の下付願いを出して医師になることができました。ところがここに興亜医学館という学校があります。それから東洋医学院という二、三の学校がありまして、こういう、この学校を卒業すれば医者になり得るといふ正式の資格を備えなかつた医学館があるのであります。この学校の規定を見ますと、大体において、卒業すれば他の医学専門学校を卒業したと同等の能力を持ち得るようになっております。この学校の卒業生は、満州とか、蒙古とか、外地向きの医師となる目的のために設立せられた学校のようにありまして、おもにその卒業生は満州あるいは蒙古、その他において医業を営んで来たもののようにあります。ところが終戦まぎわに卒業しました学生は数十名あるものであります。彼らは現在医師としての資格を持たず、またせつかく学

校を卒業しておりながら、国家試験も受けることができません。将来に対して非常に暗い気持ちを持つて生活しているのであります。これらの者を調べますと、学力は相当持つておりますが、ただ資格がないために国家試験を受けかねている現状でございます。従つてわれわれはこれらの者に対して、将来に対する希望をかすがら与えてやりたい、医師の国家試験を受ける前提として、まず国家試験を受ける資格を与えてやりたいという願ひを持ちまして、この受験資格の特例に関する法律案を持つて参つた次第でございます。これまた簡単に資格を与えるのではございませんで、まず予備試験というものを行いまして、これによつて通過した者、この者は初めて普通の医科大学を卒業した者と同等の学力を持つたことになりまして、それから一年間のインターンという生活をして、さらに国家試験を受けるといふことになるのであります。これがわずか数十人ではあります。将来に希望を持たせるといふことが適宜であると存じまして、ここに提案いたしました次第であります。

とを伺ひたい。

○大石（武）委員 この興亜医学館というのは、東京の大森にあつた学校でございまして、当時昭和十四年ごろ野方次郎という医師の代議士があつたところであります。この医師が中心となつて、慶應義塾大学の医学部の教授、助教、講師連中が先生となつて、そして相当の卒業生を出してあります。現在まで卒業生の数は、台湾人が百八十四名、朝鮮人が百十五名、内地人が七十名と、これだけの数が出ておりました。その中の相当部分はすでに医者としての権利を得て、外地においても、朝鮮、満州にいたる人々は、特例によつて内地においても医業を営んであります。台湾人と朝鮮人の方々は、すでにある程度の特例の許可を得て、終戦後も大部分の方は現地で医者をされておるといふ話を聞いております。ただわずかに残された日本人の数十名の者が、将来に希望を失つておるといふ現状であります。さらにもう一つの東洋医学院という、やはりこれは外地向けの医者を養成した学校であります。われわれはこの法案に含めたいと存じております。その東洋医学院につきましても、法制局第一部長よりお話ししたいと思います。

○藤原説明員 東洋医学院は、昭和十六年四月設立されて、同年たちに学校として生徒を募集し、その学業を始めた学校であります。二十八年八月閉校になつております。場所は本郷区春

木町に所在しておりました、初め卒業年限が四年、そして後にこれは三年に改まりましたが、そのような内容で、しかも教授科目その他は相当充実したものであるとあります。この卒業生は大体二回ほど出たように聞いておるのでありますが、台湾人が六十五名、朝鮮人が二十名、内地人が三十名という事になっております。

○伊藤(憲)委員 これは外地向けという表現をされておりますけれども、外地というのは終戦前までは日本の植民地であつて、この植民地政策、従つて侵略政策の一環として行われたのじやないかと思つております。私は興亜医学館のそばに住んでおつたのでありますけれども、これは普通の労働者の長屋をつぶしましてやつた学校で、おとそ医学館などというのとは縁の遠いチャチなものです。そういうものを医者にするといふことは、私は内容はよくわからぬのであります、またワクチン禍でも起すのではないかと思つて、数が少いこと、ことに内地人に関して教の少いことでもありますけれども、ほかにもそういうものがあるのじやないでしょうか。これは内地で行われたのですけれども、満州でもこういう学校がございまして、そうしてこつちへ帰つて来まして、試験が受けられないで困つておるといふ事例はないのかどうか。特に二校だけに限るといふのは、気の毒という意味からですか、もう少しその点はつきりしてもらいたいのです。なるべく反対したくないから言うのです。

○大石(武)委員 お答えいたします。私がこの学校を知りましたのは、こういう方の請願によつてこれを認識した

のであります。私はこの学校をこの請願があるまでは、まことに残念ながらその存在を知らなかつたのであります。請願によつてその若い卒業生の連中の話を聞きまして、なるほど当然そういう希望を与えてやるのが、日本再建のために幾らかでも役に立つと考へまして、こういう法律案を出すことに努力して参つた次第であります。われ／＼が今実際の例としてあげておりますのは、前記の二校であります。この法律案には、さらにそういう条件に台つたものはいずれも処理し得るような条文になつております。実際学校の名前も出ておられません、中学校あるいは実業学校を卒業しまして、そこで三年以上の修業年限の終つたものについてとありますから、別に満州地であるうと内地でもまたそういう学校があるにしろ、国内にもまだそういう学校があるにしろ、思ひますが、そういうものには広く適用することができると考へております。

それからもう一つは、その学校の設備がチャチであつたかどうか、これは実は知らないのですが、たゞ学校の設備がどうであるかと、予備試験を受けなければ国家試験を受けることができない。予備試験そのものは、医学卒業程度の試験をすることになつておりますので、十分に勉強して予備試験を通過した者は、普通の医科大学あるいは医学専門学校を卒業したと同等の実力があるものと見てよいと思つて、その者がさらに一年間医師としての実地の修業であるインターンを終つて、そしてさらに国家試験を受けるのでありますから、その二度の試験を通過した者は、十分医師として資格があ

る。変なあやまちが起すことはなからうと考へるのであります。その意味におきまして、賛成していただきたいと思つております。

○伊藤(憲)委員 もう一点お伺いしたいのですが、この国家試験あるいは予備試験については、厚生大臣が認定したものと、あるいは指定したものは特別の措置を講ずる。すなわちこういう場合には、厚生大臣に申請か何かをいたしまして、特別な措置を講ずるといふ規定があつたように記憶しておるのであります。私今条文を覚えておられませんけれども、それに該当するかどうか。もし該当するとなれば、特別に法律案を改正して、こういう措置を講ずる必要はないと思つて、その点提案者がわかりませんでしたが、よく御存じの当局者から、御回答願ひたいと思つております。

○福原説明員 御質問の点は、医師法第十二条の關係かと考へるのであります。この医師国家試験、予備試験を厚生大臣の認定で許すといふことは、外国の医学校を卒業した者、あるいは外国で医師免許を得ている者、こういう者について厚生大臣が適当と認定しますと、予備試験を受けさせることができる。こういう規定がございまして、本案の場合にはそれに該当しない問題で、かような立案をしたのであります。

○青柳委員 ちよつと伺いたいのです。興亜医学館と東洋医学院、その他にこういう程度の学校はあるのかないのか。そういう点御存じなければ、業務局長からでもお話を承りたいと思つて、現在全然ありません。

し、過去におきましては、私も聞いておるだけでございまして、十年前後前までは、文部大臣の認定せざる医学館といふものは存在したやうであります。ごく最近まで。国家試験、予備試験、その前は医師試験制度でございまして、その卒業者はずつと残つておりましたが、一人、二人ずつぼつぼつ受けておりましたが、ごく最近まで試験制度といふものは存在しておつたのであります。ここ三、四年の間全然受験者がなくなりましたので、たゞいま御説明がありましたように、医師法第十二条では、内地における卒業生については文部大臣の認定しない者については省いてしまつた。そこにこの二つの学校が別の意味で存在しておりましたので、こういう扱いをすることになつたわけでありまして。

○松永委員長代理 他に御発言がなければこの際お諮りいたします。本案に關する質疑を打ち切り、續いて討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。伊藤憲一君。

○松永委員長代理 御異議なければ本案に關する質疑を打ち切り、續いて討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。伊藤憲一君。

そういう目的を自分から意識したのになしに、むしろこれは犠牲者としてこの学校に入られた人々の試験でありましたから、私どもは賛成するのでありますけれども、これを契機といたしまして、再び侵略主義的なものを温存する方向に利用せられないやうに、本案の改正が運営せられることを希望いたしました。賛成の意を表するものであります。

○大石(武)委員 実は法律案を皆さんのお手元に配付したのであります。この理由の点で、少し文章がまずいので、次のごとく書き直したいと思つて、御承認を得たいと思つて、理由

従前大陸特に満州方面における医師の不足に應ずるため設立された興亜医学館、東洋医学院等、医学の教習を目的とする学校の卒業生は、内地における医師としての資格を与えられていなかつたが、これらの者に医師国家試験予備試験を受験する資格を与え、医師となる道を開く必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

○松永委員長代理 ただいま御訂正になりましたこの理由で御異議ございせんか。

○松永委員長代理 それではさうして訂正をすることに決しました。これにて討論は終結いたしました。續いて医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案の採決を行います。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○松永委員長代理 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なお議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいのでありますが、御異議ございませんか。

○松永委員長代理 御異議なければさよう決します。

○松永委員長代理 次に結核対策に關する決議案を議題といたします。

本決議案につきましては、先般来すでに提案者の説明理由の聴取も済み、質疑も済んでおりますが、本案をいかがとりはからつてよろしきや。御意見がございましたら御発言を願います。

○伊藤(憲)委員 すでに第六臨時国会も明後日をもつて閉会になるのであります。本日は、本日は昨日から趣旨弁明をいたしまして、この文案では皆さんの御了解を得なかつた点を明らかにして了解を得まして、すでに採決まで入つたのであります。しかるにならべく共同提案の形で出したいという皆さんの御希望もありませんが、いろいろ懇談したのであります。これをいらずに遷延いたしますと、本国会に提出する機会を失うおそれがありますから、私は本案に賛成するかいなかつたことについてすみやかに採決あらんことを希望するものであります。

○松永委員長代理 たいま提案者代表表として伊藤氏の御意見がございまして、他に御意見ございませんか。

○丸山委員 この結核対策に關する決議は、もちろん結核の予防、治療、後保護等の不十分であるがゆえに、これを拡充するというに對して決議を

出すという御趣旨には、何ら反對するものではなく、まづたく賛成するものであります。しかし結核が国民病であり、あるいは患者が非常に多い。これは文明国としてはけしからぬということとをただ言いますだけでは、まづたこれから念仏に終るものではないかというふうにも心配せられるのであります。さらにこれを一歩前進いたしました。政府の予防的の措置に關する具体的の効果をあげ得るよう、予算的措置を考へなければならぬと考へます。それにつきましては、政府がこの前結核白書というものを——これは公には発表になつておりませんが、これはけれども、その数字を見ますと、二十三年度のことしかわからないのであります。その後の推移、予算的措置に關する實際の考へ方、その進行の方法というふうな面からこれを検討いたしまして、そうして決議案の趣旨が實際の効果を現しますように、この決議案の趣旨を強化する意味において、これはもう少し検討する必要があるのじやないかと、かように考へる次第であります。会期切迫した今日、検討いたしまするには相当の時間を必要といたしまするので、これを一層完備し、その実行をはかるといふ意味におきまして、しばらくこの決議案は保留いたしまして、この次の機会に譲られんことを私としては希望する次第でございます。

○伊藤(憲)委員 丸山さんにお伺いしたいのですが、たしか一昨日だと思ひますが、本委員会におきまして私が趣旨弁明をいたしましたのを聞きになつたでしょうか。

○丸山委員 承りました。

○松永委員長代理 たいま伊藤氏から、会期も切迫しておるからただちに採決に入られたいという御希望があり、さらに丸山委員から、慎重審議を進める上において、これを保留されたいという御意見がございしますが、他に発言がございせんか。——ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○松永委員長代理 速記を始めていただきます。

○松永委員長代理 速記を始めていただきます。

○松永委員長代理 次は川崎委員より医薬分業に關して発言を求められおきます。これを許します。川崎委員。

○川崎委員 今委員長のお言葉によれば、医薬分業ということについての発言ということになつておりますが、決してそういうわけではないのでございします。問題は去る七月にアメリカの薬事使節団が参りまして、その報告書によりますと、九月十三日日本側に手交された報告書の中には、医療と薬事という問題について、法的措置と教育手段によつてこれを分離しようということとを勧告いたしております。私は医薬分業という問題が、すでに戦前において非常に大きな問題になり、国会において紛糾を重ねた末、なお実現ができてなかつたという経緯も知つております

ので、私自身の見解は別にして、一体ここに新たに勧告をされたアメリカの薬事使節団の勧告については、政府はどうかという考へを持つて勧告に對処して行くかという点についてお伺いいたしたい。かように思うのでございます。

○矢野政府委員 たいまの問題は、厚生当局といたしましても相当長い歴史を持つた重大な問題でありまして、一応理論的には明確なる結論が出てくるように思つておりますけれども、どういふ時期に、どういふ方法をもつてこれを勧告書に沿うごとく実施するかについては、まだ最終の結論に達していません。ことに二週間ばかり林厚生大臣が病気で引きこもつておりますので、所期の最終結論を出す機会をまだ逸してあります。いましばらくお待ちを願ひまして、なるべく早く機会にその御質問にお答えを申し上げたいと存じておる次第でございます。

○川崎委員 たいまの御趣旨はよくわかりました。理論的には明確なる結論が出ておる、こういうことを言われましたが理論的には、それでは医薬をわけるといふことに結論が出ておると解釈してよろしゅうございせんか。

○矢野政府委員 これは外国それから日本におけるいわゆる理論上の問題としては、大体において医薬は分業すべきであるという学説の方に軍配があがつておるのではないかと、かように、厚生政務次官としては考へておるような次第であります。しかし断じて厚生省の全部の意思といたしまして、医薬分業が最も理論的に百パーセントの結論であるというふうな話し合つた会議には、私は列席しておりませんので、この問題についても責任のあるお答え

は、機会を得て申し上げたいと思つております。

○川崎委員 近く責任ある答弁をした、最終的な意見というものはきまつておらないけれども、近く答弁したいというふうなお答えであつたのであります。結論は、今日では答弁の責任を持ってなす。しかしながら要するに厚生省としては、薬事使節団の勧告の線に従つて、そうしてただ表現の時期と方法についてなお研究を要するものがある、こういうふうな考へてよろしゅうございせんか。

○矢野政府委員 今の御意見でつこうだと思つております。御質問の趣旨が医薬分業すべし、あるいはすべからず、どちらの御態度が存じませぬけれども、せつかく好意ある使節団を送つて、そうしてサゼツションも与えてくれられておりますので、そのサゼツションは十分好意的に厚生当局としてはお受けをいたしまして、その線に沿うべく実は研究、調査をしておるような次第であります。

○川崎委員 私の質問の意図は、もちろん国民が広く病気の予防、衛生の確保ということについて、その医療費、予防費等において、低廉にしてかつ容易な機会をつかむことが、最も広く国民の視野から見た場合において適當であるという見地からするならば、医薬は理論的にも實際的にも、将来はある時期を区切つて分業の方向に進むべきだという考へ方を持ちつつ御質問を申し上げたわけでありまして、たいまの答弁でつこうでございます。

なおこの機会にただ一点だけ、社会

保障制度の問題についてお尋ねをいたします。私は社会保障制度の問題につきましては、また他日機会を得まして大臣に対し、あるいは総理に対し厚生委員会を通じて御所信ないしは考え方を伺いたいと思つておりますので、その雄大な構想については、この際お尋ねをいたしません。ただ明年社会保障制度の審議会の費用というものが、今伝え聞くところによると、三百八十万であります。きわめて零細なるところの費用になつておつて、他の審議会の費用にすら及ばない。そこで先般私は予算委員会を通じ、また本会に對して警告ないし要望を申し上げておいたのでありますけれども、来年度予算案は、聞くところによると来る十二、三日ごろには国会に提出を見るということが伝えられております。従つて巷間伝えられるところのこの零細なる社会保障制度審議会の経費は、せつかく政府が施政方針演説にうたわれておる通りに、社会保障制度の確立についてもなお万全の準備をいたしたいという、その準備すら私はできないのではないかと思つております。政府はなおこの審議会の予算について折衝する気持があるかどうか、その点を伺つておきたいと思つております。

○矢野政府委員 御趣旨まつたくこともつともでありまして、これは直接総理大臣の所管に関する問題であります。が、実務はほとんど大部分厚生当局が御あつせんを申し上げておるような次第で、衆議院、参議院の委員会も厚生省に置いて、部屋も設けておりました。そこでいろいろと委員会等もお開きを願つておるような次第であります。

厚生当局としてはその審議会の御勸告によつて、実は専任の事務局長もあらかじめ人選を大体決定しております。そういうような具体的内容の充実に心がけておりますので、ぜひこの趣旨に沿うように厚生大臣にも、さらに最終の責任者であります首相にも連絡をとりまして、十分の努力をいたしたい覚悟であります。

○青柳委員 遺族の援護の問題については、さきの国会におきましてわれわれの手で決議案を上程していただきまして、満場一致可決になつたのであります。その決議案には、次の国会において政府は報告すべしということになつております。最近国会がその報告を受つたようでありまして、まだわれわれの手元に参つておりません。それを急いでいただきたいということ、もう一つは、明日も、明後日も委員会をお開きになると思つて、その席上において遺族援護の問題について、なお問いただす点が多々ございまして、政府委員をお集め願ひたい。まず文部省においては育英関係、宗務関係、大蔵省においては税金の問題、農林省におきましては事前割当の問題と、農地の関係、厚生省関係では、引揚援護庁から、遺骨の伝達並びに生業資金について承りたい。その他児童局長、社会局長をお集め願ひたいと存じます。

午後二時五十三分散会

〔参照〕  
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（大石武一君提出）  
に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕